

社会福祉法人南幌福祉会競争入札参加資格審査申請について

この申請手続きは、平成31・32年度に社会福祉法人南幌福祉会のすべての機関が発注する物品の購入、賃貸借又は、印刷物の製造、人材派遣等（以下「物品の購入等」という）に係る入札、見積合わせを希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

審査資格の結果、有資格者となりますと平成31年・32年度の競争入札参加資格名簿に登録されます。

なお、資格があるからといって自動的に、又は直ちに発注があることではありませんので、ご留意願います。

資格の有効期間

申請は2年に1回の定期審査のほか、必要に応じて中間の申請を受け付けます。

定期申請の場合の資格の有効期間は翌2年度です。

審査基準日

資格審査の審査基準日は、平成31年1月1日です。

資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- 1) 地方自治法に施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）に規定するものでないこと。
- 2) 政令第167条の4第2項（不正行為をした者等）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 3) 平成31年1月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- 4) 暴力団員が事業の運営に関し、又は実質的に経営を支配していること等により、適正な競争を妨げる恐れがあると認められるものでないこと。

種 別

申請者は営業内容を十分に検討して登記されている具体的な業種を定めてください。

商業登記簿の目的欄に希望する業種に係る事業内容が登記されていること。

申請受付期間

平成31年1月4日（金）から平成31年1月25日（金）まで

受付時間 9：00～12：00 13：30～15：00（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

※郵送での受付は、行っておりません。

申請受付窓口

社会福祉法人南幌福社会

事務局長 山下 孝二

TEL 011-378-1559

提出書類等

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 資格審査申請書 | 法人独自様式 |
| 2 | 商業登記簿謄本 | 登記事項証明書を含みます 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの |
| 3 | 損益計算書 | 審査基準日直前1事業年度分の収支決算書 |
| 4 | 許認可証明書 | |
| 5 | 印鑑登録証明書 | 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの |
| 6 | 委任状 | 権限を委任する場合のみ 申請受付時前3ヶ月以内に発行されたもの |
| 7 | 誓約書 | 法人独自様式 |

※ 添付書類の注意事項

1. 資格審査申請書、委任状、誓約書以外は添付書類は、複写でもかまいません。
2. 該当しない項目の書類は提出の必要はありません。
3. 競争入札参加資格審査制度は、それぞれの団体において定められています。

したがって、申請書、添付書類は社会福祉法人南幌福社会で定めたものです。

社会福祉法人南幌福社会競争入札参加資格者名簿の公表

本申請に伴い作成される、社会福祉法人南幌福社会競争入札参加資格者名簿については、公表いたします。

名簿の内容については、資格審査申請書に記載された事項の一部が記載されますので、申請書の記載に当たっては、誤りのないよう十分留意してください。

※社会福祉法人南幌福社会競争入札参加資格者登録名簿の記載事項

- 1) 申請資格者番号
- 2) 資格者の名称・住所・電話番号
- 3) 希望する営業の業種

変更届等の取扱い

資格の有効期間内に照合又は名称、組織、代表者、所在地等を変更した場合は、競争入札参加資格変更内容を速やかに提出してください。

取扱品目一覧

| 大分類 | 中分類 | 主要取扱品目(記載例) |
|-------------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 1 土木・建設機械 | 1 土木・建設用機械 | 土木・建設用機械、発電機、コンプレッサー、ウインチ、コンベアー |
| | 2 その他機械工具及び修繕 | 焼却炉部品、処理場部品、ボイラー部品、電動工具 |
| 2 建設資材・原材料 | 1 土木・建設用資材 | 鉄鋼、セメント、骨材、木材、合成材、焼砂 |
| | 2 水道用資材 | 水道用管材、水道用仕切弁、水道用メーター |
| | 3 畳、ガラス | 畳、ガラス、鏡 |
| | 4 その他資材 | 衛生陶器、光ファイバー資材、物置、プレハブ、シャッター |
| 3 電気・通信及び資材 | 1 家庭用電気製品 | 家庭用電気製品、照明器具 |
| | 2 放送・電波・通信機器 | 電話設備、放送設備、無線機、視聴覚機器 |
| | 3 その他電気機器及び修繕 | 昇降装置、舞台照明、電設資材、受配電盤、制御装置 |
| 4 農林漁業及び資材 | 1 農林業用機械 | 農林業用機械、芝刈機、除雪機、チェンソー |
| | 2 園芸資材 | 肥料、農薬、黒土、庭石、園芸用具・資材、街路樹支柱 |
| | 3 漁具、船舶用品 | 漁業用具・資材、船舶用品 |
| | 4 生花 | 生花、鉢花、観葉植物、種子 |
| 5 医療・理化学機器 | 1 医療・理化学機械器具 | 医療・理化学機械器具、実験室等設備機器 |
| | 2 精密機械器具 | 光学機器、測量機器、計量機器、公害測定機器 |
| | 3 衛生材料 | 衛生材料、脱臭剤、車椅子、歩行器、紙おむつ、ヘッド |
| | 4 各種薬品 | 家庭・病院薬品、化学・工業薬品、火薬、プール消毒剤 |
| 6 事務・教材 | 1 事務用機械器具 | 事務用機械器具、OA機器及び用品、複写機、シュレッダー、パソコン及び周辺機器、サーバー、プリンター、トナー |
| | 2 事務用品及び文具類 | 文房具、紙製品、コピー用紙、キャビネット、ロッカー |
| | 3 印章 | 印判、鋳造ゴム印、データー印 |
| | 4 学校教材 | 図書、雑誌、DVD、ビデオ、画材、陶芸機材、各種教材 |
| | 5 保育教材 | 積木、粘土、ぬいぐるみ、玩具 |
| | 6 楽器 | 楽器、楽譜、調律、CD |
| | 7 図書、DVD、ビデオ | 図書、雑誌、DVD、ビデオ |
| 7 システム・ソフト | 1 システム開発 | システム設計・開発・保守 |
| | 2 ソフトウェア開発 | ソフトウェア設計・開発・保守 |
| | 3 その他関連業務 | 情報処理、データ入力、ホームページ作成、プログラミング |
| 8 スポーツ・記章 | 1 スポーツ用品 | スポーツ用機械器具、トレーニング機器、スポーツ衣料 |
| | 2 施設遊具 | 公園等の施設遊具 |
| | 3 記章 | 旗、カップ、メダル、バッジ、トロフィー、バナー |
| 9 印刷・看板・広告 | 1 一般印刷 | 一般印刷(封筒、窓付封筒、冊子等)、会議録作成 |
| | 2 フォーム印刷 | フォーム印刷 |
| | 3 特殊印刷 | シルクスクリーン印刷、地図、第二原図、偽造防止 |
| | 4 看板、横断幕 | 看板、広告塔、けん垂幕、横断幕 |
| | 5 標識、表示板 | 道路標識、街区表示板 |
| | 6 広告、出版、企画 | 新聞・ラジオ・テレビ広告、デザイン作成、イベント企画運営 |
| 10 写真 | 真 | 1 カメラ及び用品 フィルムカメラ、デジタルカメラ、カメラ用品、出張撮影 |
| | 両 | 2 DPE、特殊写真 DPE、航空写真、衛生画像処理、マイクロフィルム |
| 11 車 | 両 | 1 自動車、特殊車両 乗用車、バス、トラック、自転車、リヤカー、除雪車、グレーダー |
| | | 2 車両部品・用品 車両部品・用品、油脂、装飾部品、バッテリー、タイヤ |
| | | 3 架装、修繕 消防車・清掃車両架装、整備、修理、保守点検 |

| 大分類 | 中分類 | 主要取扱品目(記載例) |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 燃 料 | 1 石油製品 2 加工燃料 3 その他燃料 | ガソリン、灯油、軽油、重油、混合油 プロパン、都市ガス、圧縮天然ガス、木炭、文化たきつけ 石炭、コークス |
| 13 衣料・家具・室内装飾 | 1 衣料、靴 2 家具・寝具 3 カーテン、帆布類 | 衣料品、制服、作業着、白衣、雨合羽、革靴、ゴム長靴、軍手、靴 木製・鋼製・製作家具、布団、毛布、座布団、リネンサフライ 暗幕、カーテン、ブラインド、テント、シート、ジュタン、クロス |
| 14 金 物 ・ 雑 貨 | 1 金物、日用雑貨 2 厨房機器 | 金物、荒物、日用雑貨、工具、道具、清掃用具、錠前 調理台、業務用厨房機器、学校給食用器具、ガス機器 |
| 15 食 料 品 | 1 食料品、調味料 2 お茶、酒類 3 弁当、惣菜 | 米穀、鮮魚、青果、乳製品、めん類、缶詰、調味料 お茶、酒類、牛乳、乳酸菌飲料、清涼飲料水 弁当、惣菜、パン、オートフル、和洋菓子 |
| 16 貴 金 属 | 1 貴金属 2 贈答品 | 時計、めがね、各種貴金属 万年筆、商品券、各種贈答品 |
| 17 ク リ ー ニ ン グ | 1 クリーニング | クリーニング及び関連商品のレンタル・販売 |
| 18 保守点検・保安用品 消 防 機 材 | 1 空調・消防・防災設備 2 ボイラー、エレベーター 3 電気保安 4 その他関連業務 5 保安用品 6 消防機材 | 空調設備、排煙設備、消防設備、防災設備 ボイラー、エレベーター 電気保安 衛生設備、電話設備、上・下水道施設、熱供給、浄化槽 マスク、ヘルメット、防災用品 消火器、消防ホース、防火衣 |
| 19 清 掃 ・ 警 備 | 1 清掃 2 警備 3 廃棄物処理 4 害虫駆除 5 その他関連業務 | 建築物清掃、槽・タンク清掃、排水管清掃、道路清掃 常駐警備、機械警備、雑踏警備、身辺警備 一般廃棄物、産業廃棄物、医療廃棄物 ねずみ・害虫防除及び駆除 殺菌消毒、給水給湯管洗浄、文化財・美術品燻蒸 |
| 20 分 析 調 査 | 1 公害・環境測定 2 臨床検査 3 計量証明 4 その他関連業務 | 水質・土壌検査、大気分析、騒音調査、ダイオキシン測定 各種臨床検査、理化学検査 濃度、音圧レベル、振動加速度レベル 漏水調査、食品検査、耐震診断、生態環境調査 |
| 21 レ ン タ ル ・ リ ー ス | 1 OA機器 2 車両 3 医療機器 4 その他物品 | OA機器、複写機、通信機器、パソコン 乗用車、トラック、マイクロバス、ダンプ、建設用機械 医療用機器、AED、福祉用具、酸素濃縮器、酸素ボンベ 空気清浄機、寝具、白衣、物置、仮設トイレ、プレハブ |
| 22 そ の 他 | 1 運送、宅配 2 葬儀 3 不用品買受 4 人材派遣 5 給食委託 6 その他物品、役務等 | 運送全般、引越し、宅配便、航空便 葬儀 古紙、鋼材、鉄屑、非鉄屑、資源化处理、車両スクラップ 講師派遣、受付・電話交換手派遣、労働者派遣 給食業務(学校、病院、福祉施設) 政策関連調査、市場調査、医事業務、倉庫業、旅行業等 |

登 録 番 号

物品購入等

競争入札参加資格審査申請書

社会福祉法人 南幌福社会

平成 年 月 日

申請者

社会福祉法人南幌福社会所管に係る物品の購入等に関する競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請致します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

| | | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 所在地 | 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | 実 印 |
| フリガナ | | |
| 商号又は名称 | | |
| フリガナ | | |
| 代表者 | | |
| 電話番号 | () - | |

連絡先 本店以外が営業所等に業務の権限を委任する場合記入してください

| | | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 所在地 | 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | 印 |
| フリガナ | | |
| 商号又は名称 | | |
| フリガナ | | |
| 氏 名 | | |
| 電話番号 | () - | |

事業所の概要

| 営業の業種 | 設立登記(個人の場合は開業) | 資本金 | 従業員数 |
|-------|----------------|-----|------|
| | 年 月 日 | 万円 | 人 |

新規・継続

※直近年度の参加資格登録をしている方は継続に○を付し、受付番号を記載してください。それ以外の方は新規に○を付してください。

| | | | | | |
|----|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 継続 | 受付番号 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
|----|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|

| |
|----|
| 新規 |
|----|

受付印

希望する営業品目

商業登記簿謄本・営業証明書に登記及び記載されている営業品目等を記入してください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

主な契約実績 (審査基準日の前年1年間における実績。検査済みの契約に限る。)

| 区分 | 契約の相手方 | 契約(納入)の内容 | 契約年月日 | 契約金額(千円) |
|-----------------------|--------|-----------|-------|----------|
| 官 公 庁 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 民 間 企 業 等 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

営業に必要な許可等 (該当するところに○を付してください。)

| | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|
| 採石 | 砂利 | 火薬 | 肥料 | 農薬 |
| ガス | 毒劇物 | 医療 | 医薬 | 麻薬 |
| 覚せい | 動物薬 | 計量 | 家畜 | 指定 |
| 認定 | 認証 | 揮発油 | 石油 | 食品 |
| 米穀 | 運輸 | | | |

添付書類確認欄

| 申請書 | 登記 | 損益 | | 許可 | 印鑑証明書 | 委任状 | |
|-----|----|----|--|----|-------|-----|--|
| | | | | | | | |

委任状

平成 年 月 日

社会福祉法人南幌福祉会 様

申請者 住 所

(委任者) 商号(名称)

代 表 者

実印

私は、次の者を代理人と定め、平成31年 4月 1日から平成33年 3月31日までの期間における貴法人から発注される物品購入・業務委託等に関する下記事項について一切の権限を委任します。

受任者 住 所

商号(名称)

職・氏 名

印

記

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約の締結に関する事項
- 3 契約代金の請求及び受領に関する事項
- 4 入札及び見積に関する復代理人の選任に関する事項
- 5 その他契約に関する一切の事項

誓約書

社会福祉法人 南幌福社会 様

私は、社会福祉法人南幌福社会が実施する競争入札参加資格申請に当たり、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、社会福祉法人南幌福社会が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

平成 年 月 日

所在地 〒

商号又は名称
代表者

印

下記に該当する場合、暴力団関係事業者と判断します。

1. 役員等(個人事業者である場合にはその個人、法人である場合にはその役員又は支店、営業所等の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
2. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。